

## 秦野市基幹系システム最適化業務に係るプロポーザル評価基準書

### 1 目的

本基準書は、秦野市基幹系システム最適化業務に係るプロポーザルにおける企画提案の評価にあたり、当市に最も適した提案を行った事業者を選定するために必要な事項を定める。

### 2 審査対象者

秦野市基幹系システム最適化業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第9項「参加資格」の要件を全て満たす者、かつ第22項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

### 3 選定委員会の設置

本プロポーザルに係る選定委員会を設置し、選定を行う。

### 4 1次審査

#### (1) 採点方法

実施要領第12項「参加申出書等の提出」で提出を求めている、会社概要調書（様式1）、提案パッケージシステム（様式2）、移行実績調書（様式3）、稼働実績調書（様式4）及び機能要件一覧（様式5）を基に行う。

#### (2) 審査項目及び配点

ア	移行実績調書の審査及び評価	（実績評価点	90点）
イ	稼働実績調書の審査及び評価	（実績評価点	10点）
ウ	機能要件一覧の審査及び評価	（機能要件評価点	100点）

#### (3) 移行実績調書の審査及び評価について

ホストコンピュータからオープンシステムへの移行実績についての配点とする。

#### (4) 稼働実績調書の審査及び評価について

提案するパッケージシステムの稼働実績についての配点とする。

#### (5) 機能要件一覧の審査及び評価について

機能要件一覧の各機能の実現方法に応じて、次のとおり評価する。

実現方法	説明
◎	平成31年3月1日時点で、パッケージシステム標準機能として実装している。
○	平成32年(2020年)12月末までに、パッケージシステム標準機能として実装する。
×	対応不可、又は対応しない。
△	カスタマイズにより対応する。
●	EUC機能、代替手段若しくは運用により対応する。

## 5 2次審査

### (1) 審査項目及び配点

- ア 企画提案書の審査及び評価 (提案書評価点 600点)  
 イ デモンストレーションの審査及び評価(デモ評価点 300点)

### (2) 企画提案書の審査及び評価について

#### ア 企画提案書の書類審査及び評価について

別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき次のとおり評価する。

評価	説明
A	非常に優れている。
B	要求を満たしている。
C	要求を満たしていない部分がある。
D	全く要求を満たしていない、若しくは提案がなされていない。

#### イ プレゼンテーションの審査及び評価について

プレゼンテーションに対する審査、評価項目は概ね次のとおり。

- (ア) 事業者の提案力、コミュニケーション力、及び本案件に関する技術力を十分に有しているか。  
 (イ) 本業務に対して十分な体制を用意する準備がなされているか。  
 (ウ) 本業務の目的を的確に把握した提案となっているか。  
 (エ) 保守について十分な体制を用意する準備がなされているか。  
 (オ) データ移行について当市の負担軽減を考慮した提案となっているか。  
 (カ) 運用段階における効率的な業務執行による担当職員の負荷軽減

や、安心・安全なシステム運用が実現可能か。

(3) デモンストレーションの審査及び評価について

当市が指定する実施項目ごとに、次のとおり評価する。

評価	説明
A	非常に優れている。
B	要求を満たしている。
C	要求を満たしていない部分がある。
D	全く要求を満たしていない。

6 提案見積書について

(1) 審査及び配点

提案見積書の審査及び評価 (価格評価点 200点)

(2) 評価について

提案見積書は、次の算定式により評価する。

価格評価点 = 200点 × (1 - (見積額 / 上限額)<sup>10</sup>)

7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る選定委員会を開催し、1次審査及び2次審査の評価点に価格評価点を加え、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

評価点が高点だった場合は、第5項第1号の2次審査の審査項目を上から順に比較して、上位の審査項目がより高い点を取得したものを選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。

余 白